

第三十四回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第三十二号

昭和三十五年四月十四日(木曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君

理事大島 秀一君 理事小川 平二君

理事小平 久雄君 理事南 好雄君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

理事武藤 武雄君

江崎 真澄君 岡本 茂君

鹿野 彦吉君 始關 伊平君

關谷 勝利君 田中 龍夫君

中井 一夫君 中垣 國男君

濱田 正信君 細田 義安君

板川 正吾君 勝澤 芳雄君

櫻井 奎夫君 八木 昇君

大貫 大八君 加藤 鍊造君

北條 秀一君

出席國務大臣

通商産業大臣 池田 勇八君

出席政府委員

検事 津田 實君

制調査部長 松尾 金藏君

通商産業事務官 井上 尚一君

特許庁長官 小山 雄二君

中小企業庁長官 清七君

委員外の出席者

専 門 員 越田 清七君

四月十四日

委員山下榮二君及び河上丈太郎君辭任につき、その補欠として大貫大八君及び矢尾喜三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員大貫大八君辭任につき、その補

欠として山下榮二君が議長の指名で委員に選任された。

四月十三日

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一一一号)(参議院送付)

同日

電気工事技術者国家試験制度創設に伴う特別措置に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第二三五六号)

貿易の自由化及び輸出入取引法の改正に関する請願外三件(田中武夫君紹介)(第二三五七号)

衆議院議員の日本進出費用に関する請願(池田清太郎君紹介)(第二三五八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一一一号)(参議院送付)

弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)(参議院送付)

商工会の組織等に関する法律案(内閣提出第七六号)

商工会法案(小林正美君外十名提出、衆法第二二〇号)

○中村委員長

これより会議を開きます。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案を議題として審査に入ります。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十六条第三号中

「溶解ガス」を「ガス」に改める。

第十九条第一項中「溶解ガス」を

「ガス」に改め、「鉱業権者」の下に

「又は租鉱権者」を加え、同条第二

項中「溶解ガス」を「ガス」に改め

る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律の施行前に第十六条の

規定による交付の決定があつた補

助金については、なお従前の例に

よる。

理 由

石油及び可燃性天然ガス資源開発

法の施行後の経緯にかんがみ、溶解

ガス以外の可燃性天然ガスの探鉱を

補助金の交付対象として追加する等

の必要がある。これが、この法律案

を提出する理由である。

○中村委員長

まず趣旨の説明を聴取

いたします。池田國務大臣。

○池田國務大臣

本日ここに御審議を

願います石油及び可燃性天然ガス資源

開発法の一部を改正する法律案につき

まして、その提案理由を御説明申し上げ

ます。

昭和二十七年石油及び可燃性天然ガ

ス資源開発法の施行以来、政府は石油

及び可燃性天然ガス資源を合理的に開

発し、公共の福祉の増進に寄与するた

め、その掘採方法について所要の措置

を講ずるとともに、探鉱に対して補助

金の交付による積極的助成を行なつて

参つたものであります。この間天然ガ

スの探鉱は着々進められ、その成果も

次第に現われて参つたのであります。

しかしながらエネルギー資源及び化

学工業原料としての天然ガスの地位

は、近來ますます重要な度を加えつつ

あり、その需要は、將來飛躍的に増大

するものと見込まれてゐるのでありま

す。

本改正は、かかる事態に即応して、

昨年来急激に開発が進んでおりますと

ころの生産性の著しく高い構造性ガス

の探鉱を補助金交付の対象として追加

するとともに、補助事業が成功した場

合における納付金の納付義務者として

被補助租鉱権者等を追加しようとする

ものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び

内容の概略であります。何とぞ慎重御

審議の上、御賛同あらんことを切望い

たす次第であります。

○中村委員長

以上で趣旨の説明は終

わりました。本案に対する質疑は後日

に譲ることいたします。

を改正する法律案を議題として審査を

進めます。

前会に引き続き質疑を続行いたしま

す。大貫大八君。

○大貫委員

私は、特に改正案の第一

条及び第二十二條の二を中心としてお

尋ねをするつもりであります。

まずお尋ねしたいことは、この

第一条の改正案あるいは第二十二條の

二の改正案について、特許庁、通産省

としては法務省当局とあらかじめこの

改正案を立案するについて連絡協議さ

れたかどうか、最初にお尋ねいたしま

す。

○井上政府委員

弁理士法の一部を改

正する法律案の原案につきましては、

法務省当局と十分協議をいたしたわけ

でございます。

○大貫委員

法務省の方にお尋ねしま

すが、そういう協議があつたのです

か。

○津田政府委員

ただいま特許庁長官

が申し上げましたように、閣議決定前

に連絡を受けて承知いたしておりま

す。

○大貫委員

そういったしますと、相当

これは重大だと思ふのです。この第一

条の改正というのは、弁理士の権限を

拡張するわけですが、これは弁理士法

第三条に抵触するように思われるので

すが、これに対する法務省の見解をま

ずお伺いしたい。

○津田政府委員

御質問のように、弁

る、すなわち訴訟等の事項に関するものにつきまして、通商産業大臣に対してなすべき事項の代理というふうなことにつきましては、弁理士もこれを行なえるという趣旨の改正が、本第一案の改正案でございまして、その点につきましては、もちろん、弁理士の本来の職務に属する事項でありますけれども、その事柄によりまして、またその場合によりましては、他の弁理士等これを行なわせる余地を残すことも相当ではないかというふうに考えられるわけでありまして、本件につきましては弁理士が特許等の出願に關与いたしまして、その事件につきまして起こりまして訴訟であり、従いまして、当事者にとりましては従来からタッチいたしておるところの弁理士に、これを委嘱するということも便宜な場合もあります。また、特許等の技術面に始終タッチいたしておられますところの弁理士によつて、かような訴訟について代理をいたすことが、当事者にとって適当な場合もあり得ると考えられますので、かような改正は差しつかえないものというふうに判断いたしました次第であります。

○大賞委員 どうも法務省当局ともあるものが、弁理士法の精神をほんとうに理解されていないから、このような弁理士の職域に対する重大な侵犯、法律違反を簡単に承諾されてしまった、こういう結果に私はなつたのじゃないかと思う。便宜論じゃないです。この第三条によりまして「弁理士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び訴訟、審査の請求、異議の申立等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うこと

を職務とする。」申すまでもなく、弁理士の職責というのは、民刑の訴訟事件ばかりではないのです。従来、旧弁理士法当時においては、行政庁に対する訴訟とか行政庁に対する不服申立事件などについては明確でなかった。ところが今度の新弁理士法は、訴訟事件ばかりではなく、すべて国民の人権擁護に關することは弁理士の専権というか、弁理士の職責として集中したのが弁理士法だと思ふ。これは今度の新憲法から流れてきている精神なんです。それを理解されず、便宜論から承諾されたというのは、どうも弁理士法第三条の精神を、法務省はよく理解されていないのじゃないですか、どうですか。この点については、私はこの改正案は、弁理士法第三条に違反すると思つてゐるのですが、どうですか。

○津田政府委員 弁理士法第三条につきましては、ただいま御指摘の通りの趣旨であることは当然でございまして、しかしながら、やはりかような職業を利用する国民の側の利害關係等につきましても、十分考慮を要する問題なんでありまして、従いまして、弁理士におきましてそのような業務を行なうことが適当かどうかというところは、もっぱらそれらの観点から考えなければならぬ問題でございまして、そこで、特許等の事件につきましては、非常に高度の法律的判断を要する事項がもちろんたくさんあります。従いまして、その面におきまして当然弁理士が関与するのはもちろんでありまして、現に弁理士法におきましても弁理士は当然弁理士の事務を行ない得ることになっております。しかしながら、その利用する關係者におきまして、弁理士をして訴訟等

につきましての代理を認めてもらう方が非常に便宜であり、また時宜に適合するといふ技術面においては利益であるといふような場合もあり得るのでありまして、さういふ方法を利用する道を開くといふことは、必ずしも不当でないといふふうな考えられるわけでありまして、従いまして、法律判断を要して弁理士に依頼することが適當であるか、あるいは従来の出願等に利用した弁理士をそのまま使うのが適當であるかといふことは、もっぱら關係者の判断にゆだねるということで、相當であるのじゃないかというふうに考えた次第であります。

○大賞委員 ところが單なる便宜論から憲法上から流れてきている画期的な弁理士制度の確立だと思ふ、戦後せっかくできたその制度というものが、單なる便宜論からくずされていくとなつたら、これは重大問題だと思ふ。そういうことだつたらいろいろあるでしょう。便宜上、たとえば税に關してはどうするか、あるいは會計の事務に關してはどうするか、こういういろいろな専門的な知識を要するものがあると思ふ。しかし弁理士制度の確立された今日においては、少なくとも訴訟事件と行政庁に対する訴訟その他一切の不服申立立てといふものは、これは弁理士の職域として、そしてその他の者はこれに關与できない、これが弁理士法の精神だと思ふ。七十二條にもそうちゃんとあるでしょう。弁理士にあらずして報酬を得てこういう仕事をやつてはならぬとなつてゐる。この七十二條の關係はどうなんですか。

○津田政府委員 ただいま御指摘の弁理士法七十二條につきましては、御指

摘のような規定があることはもちろんでございまして。しかしながら、この規定は一般論として弁理士でない者の弁理士行為を禁止するといふ規定であります。特定の場合に限りまして、特定の相當なる資格を有する者に、ある範圍について認めるといふことは、必ずしも七十二條に反しないといふふうな考えられるわけでありまして、のみならず、現在の弁理士法には御承知のように九條の二という規定が古く昭和二十三年から設けられておりまして、それらの点、あるいは税理士法におきまして、この税理士の職務の範圍の点等を考慮いたしますと、必ずしも今回の第一案の改正案が、弁理士法の趣旨を害するものといふことは申せない、かように考えます。

○大賞委員 弁理士法の九條の二というものが出ましたから申し上げますけれども、これは二十三年に何か議員からの修正でもつて通つた条文だと思ふ。ところが、今の弁理士法は昭和二十四年にできてゐるのです。弁理士法の九條の二が追加されてから後に、昭和二十四年に現行弁理士法ができた。そして日本における民主憲法のもとにおける弁理士制度といふものが、ここに確立されたのですから、このときに九條の二というものは削られなくちゃならなかつた、弁理士法の九條の二というのは、その後、弁理士法が確立されたこの弁理士法の第三条に明らかに違反するものであるから、これはそのときに削除しなくちゃならなかつたのを見のがしたといふことなんです。だから、九條の二があるから差しつかえないのだという議論は、法律家としてはそんなことは議論になりませんよ。も

う少し弁理士法の精神といふものを、法務省としては考えていただかなければならぬと思ふ。これは弁理士の利害關係じゃないのです。民主主義社会における弁理士制度といふものがいかに重大であるか、それがこの弁理士法の第三条にもなつておるんじゃないですか、その点、どうですか。

○津田政府委員 弁理士法の九條の二の制定と、それから弁理士法との關係につきましては、ただいま仰せの通りでございまして、この弁理士法が制定されますときに、この九條の二を削るべきものであるかどうかという点につきましては、これは當時のいわば立法機關の判断によつたことだと解せざるを得ないのでありまして、今日九條の二が存在するといふことは、もちろん前提として法律制度を考えざるを得ないわけでありまして。しかしながら、九條の二の問題、あるいは税理士法における税理士の職務範圍の問題等につきましては、これは弁理士法、弁理士制度との関連において十分検討を要する問題があるといふことは、私も十分考慮しておるところであります。これは将来の問題として、これら弁理士あるいは税理士、税理士等の關係をいかに考えるかといふことが、大きな問題として残ることは私ももちろん否定はいたさないわけでありまして、その方面の検討は十分になさるべきものと考へておる次第であります。

○大賞委員 これは税理士法の問題がそうなんです。おそらく税理士法のこれができるときに、法務省も見のがしたんじゃないかと私は思ふ。

そこで、私は民主憲法のもとにおける弁理士法といふものが、いかに重

要であるかということを上申上げてみたいのですけれども、要するに民主主義社会というのは、申すまでもなく個人の尊重であり、その個人が自由に平等である。このことは憲法十二条の原則として明記しておるはずなんです。これは私は今の憲法の建前になろうと思う。人権を尊重する、これが民主憲法の骨です。ところがその憲法の保障がいかに人権が尊重されるということも、裏づけがなければ絵にかいたもちです。そこでその裏づけとして何があるか、その人権の擁護ということ、人権の擁護というものは一体だれがやるか。少なくとも人権の擁護というのは弁護士をしてなさしめる、それが今日の民主憲法のもとに改められたところの弁護士制度だと思ふ。旧来の明治憲法のもとにおける弁護士制度とはもう指導精神が違ふのです。だからむしろ弁護士制度というのは、これが確立されておるかどうかということ、民主主義制度をささえるところの一つの有力な柱になると私は思ふ。こういう意味では世界各国で弁護士制度が確立しておるかどうか、あるいは弁護士士の地位が高いかどうかということは、民主主義国家成長のパロメーターになっていると私は思ふ。

かつて戦時中でありましたけれども、ある有力な弁護士がきわめて低級な憲兵に正義につけと言われたことがある。有名な話だ。そんなばかげた認識しなかつた時代があった。いわゆる独裁政治のもとにおいては、弁護士などというのはもう無用の長物のように当時の官僚、軍閥からは思われておる。それはそうでしょう。人権なんとい

うことがでんで頭にないのですから。少なくとも個人というものは国家目的にはあらゆる犠牲を払うのだ、人権を主張するようなものには国賊だといふに考えられた時代に、人権を擁護する地位にある弁護士なんというものは無用の長物である、ですから目のかたきになって低級な憲兵でさえ堂々たる有力な弁護士をつかまえて正義につけというような無礼なことが言えた。ところがそういうことがあつてはならぬ、今度の新しい憲法では、いわゆる民主主義によって日本が立て直るのだ、その民主主義の柱というものは人権の擁護なんだ、人権の尊重であり、その人権の尊重は、裏づけは人権の擁護なんだ、その擁護を使命とするのが弁護士なんだ、こういうのが今日の弁護士制度だと思ふ。従つて弁護士という職務は、税理士であるとか、あるいは計理士とか、あるいは弁理士とかとまるきり使命が違ふのです。全然違ふ。弁護士の制度というものは税理士、弁理士というふうなものと同列に見るべきものじゃないのです。民主憲法の精神に基づいて今日の弁護士制度というものができ上がつておる。これ一つ考へていただかなかつたら困ると思ふ。私はそういう意味でも第三条というものは、そういうところから旧法にはかつてないところのものが生まれただんだと思ふ。どうですか、弁護士法第三条についてそういうふうにお考えになりませんか、ちょっと見解をお尋ねしたい。

○津田政府委員 弁護士制度の趣旨等につきましても、人権の擁護についての重要な機関であるということは当然認め

められるところでございます。従いましてその点につきましては何ら異議はございません。しかしながらこの法律案につきましても必ずしも弁護士の職域を害するものでないといふことは、もちろんでありまして、弁護士法の精神を害するといふ趣旨のものではないと判断いたしておる次第であります。

○大貫委員 その考え方を法務当局は改めていただかなければならぬと私は思ふのです。つまり少なくとも今日の弁護士法というものが、そういう憲法の精神に基づいてできておるということをお認めになつておるならば、よく弁護士法をお読みになつてみていただくと思ふ。弁護士法の第一条には弁護士の使命を明らかにしておる。『基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。』と明記してあります。しかも第二条には、そういう基本的人権を擁護する専ら使命を持つておる弁護士であるから、その職務を行なう根本の基準として重要な定めがしてあるでしよう。『弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、法令及び法律事務に精通しなればならない。』こういう個人的、主體的な条件を国家が自由業に要求した例がありませんか。高い教養を持って、品性を高めよ、陶冶に努めよ、こういうことは、少くとも個人の自由を尊重する憲法の建前から言へば、よいこととなんです。ところが、よいこととが弁護士に要求されるというの、は、弁護士の職責が重大であるからです。こんな規定はほかにないでしやう。弁理士法にないでしやう。税理士法にないでしやう。公証人法にないでしやう。司法書士法にないでしやう。それ

らの人々は専門的な技術的なことをやるのだから、そういう高い、要するに品性の陶冶とか深い教養というものを別に要求しなくてもよろしい。ところが、この新しい憲法のもとにおける弁護士の職責というのは、過去において想像がつかぬように重大な使命を与えられておる。だから、弁護士というものは、教養を高めなくてはならぬ、品性を陶冶しなくてはならぬという特別な規定がなされたのです。従つて、第三条の弁護士の職域というものは非常に重大性を持つておる。つまり、人権の擁護は大切であるから、このように高い教養と品性を要求される弁護士にして初めて、訴訟事件はもちろんのこと、行政庁に対するところのこまかい不服の申し立てというふうなものも、弁護士の職域なんです。あと手続的なことはみんな弁理士もよろしい、司法書司もよろしい、あるいは税理士もよろしいというのが、この三条の精神だと私は思ふ。その点はどうですか。この三条から見ますと、弁理士法の一条についての改正は、どうしても弁護士法違反になると考へるのです。重ねて一つお尋ねいたします。

○津田政府委員 弁護士が一般的に訴訟事務その他の法律事務を扱う高度の機関であることは当然でございます。しかしながらたとえば弁理士、税理士等のある種の資格のある職業におきまして、そういう限定された範囲におき、ある事項を認めるということとは、必ずしも弁護士法の精神に反するものとは考へておらない次第であります。

○大貫委員 どこまでいっても平行線のように考へておられるのは、私は非常に遺憾に思ふのです。これは法律のことですから大臣でなくともけっこうでございますが、特許庁の長官は一体どのようにお考えになつておられますか。

○井上政府委員 弁理士の業務につきましても、現行法の第一条で規定が設けられておるわけでございます。特許、裁定という問題は、今度の新工業所有権法、すなわち、新特許法によつてそういう規定が設けられたということとを前提として、その関係の業務を弁理士の業務範囲にも加へることが、弁理士制度ひいては一般の権利の利益という点からいいたしても適当であると思へたわけでございます。その点につきましても、ただいまの法務省の見解と全く同一でございます。

○大貫委員 これも先ほどからお尋ねしたこともないで、弁理士の職域に加へることが便利だといふのです。弁理士法の第三条との関係について一体あなた方は研究されたのですか。この弁理士法第三条に違反するかどうかということについて慎重な考慮、研究をされておるのですか。その見解を一つ……。

○井上政府委員 弁理士法第三条、七十二条の規定につきましては、十分な研究を尽くしたわけでございます。特に現行の弁理士法第一条というものは、弁理士法の例外としてはつきりと認められた規定であるわけでございます。その意味で弁理士法第一条に今般の改正を加へるということは、きわめて必要であるといふふうにお考へておるわけでございます。

○大貫委員 弁理士法第一条は弁理士法の例外としていふのは、どういふ意味なんですか、ちょっと私わかりま

せん。どういふ意味なんですか。

○井上政府委員 一般法と特別法というふうに、われわれは考えているわけでございます。

○大貫委員 一般法と特別法の関係ではないのです。職域に関することは、先ほどから申し上げているように、弁護士法第三条というのは、これは憲法の精神に基づいて、少なくとも人権擁護に関することは、弁護士という高度の、つまり、人格なり教養なり知識なりを要求される弁護士にすべてをなされる、人権擁護という大きな使命を持った弁護士になさしめるということが、新しい憲法のもとにおける精神なんです。昔の考えと違うのですよ。あなた方は戦時中、戦前の考え方が抜けたらぬから依然として弁護士も弁護士も同列に置いて、特殊なものであるから弁護士に例しては例外として差しかえないのだというような考え方をもちこになるではないかと思う。三条をよく研究していただきたい。三条というのはそういうなまやさしいものではないのです。三条というのは、訴訟事件ばかりではなく、少なくとも人権擁護に関する行政庁に対する訴願、異議、不服申し立て、すべてこれは弁護士をしてなさしめるということ、これに対して、しかも弁護士法七十二条という規定があるのです。弁護士法三条と七十二条をお読みになっていただければ、本法改正の弁護士の権限を拡大するということとは、弁護士法に違反するといふふうに私は思うのですけれども、特許庁としてはそこを考慮していいられないのですか、どうですか。

○井上政府委員 今般の弁護士法改正が弁護士法に抵触する、違反するとは

考えていないのでございます。

○大貫委員 これは、いつまでいってもそういう御見解ではどうも仕方ありません。私もこれは反対です、反対ですから、いざ本法案の採決に当たって私どもの態度を明らかにして、削除案を提出するつもりですから、質問はこれで終わりといたします。

○中村委員長 次は、板川正吾君。

○板川委員 前の質問者も触れられておるようでありますから、私は簡単に本問題について質問をいたしたいと思

います。まず、本改正案に対する基本的な態度であります。御承知のように、三十一国会で、特許法と工業所有権に関する諸法律を改正するに当たって、当委員会では五項目にわたって附帯決議をいたしておるわけでありまして、その五項目の附帯決議の第四項で「速やかに、弁護士法の根本的改正案を提出すること」という要望をしておるものであります。今回の改正はその附帯決議の線に沿ったものであるかどうか、その点をお伺いします。

○井上政府委員 特許庁としましては、弁護士制度の根本的改正という問題につきまして、十分検討を加えた次第でございますが、弁護士制度のあり方という問題を研究して参りますと、いろいろ大きな問題があるわけでございます。たとえば、問題点だけを例示して申しますれば、技術の高度化、複雑化している今日の情勢に應じまして、今日のように弁護士制度を一本でなく、特許関係の弁護士あるいは商標関係の弁護士といふふうに、専門的に分化する方がよいのではないかとという問題が一つあるわけでございますし、ま

たこれに関連しまして、試験制度、た

だいまのような必須科目としまして、工業所有権法だけでよいのか、あるいは一方の意見としましては、これに物理、化学等を加えるべきであるといふような議論もないわけではございません。選択科目の選定につきましても、いろいろそこに問題があるわけ

でございます。またさらに弁護士について、判事、検事、弁護士と同様に、研修制度を設けるべきではないかといふような問題もござります。そして、もっと大きな問題は、先ほどから議論

がござりました弁護士との業務の範囲を、どう調整するかという問題がござります。弁護士法第三条で、弁護士は当然に弁護士及び税理士の業務を行なうことができるということになってい

るわけでございますが、その点で、ここに弁護士に対して系統の大きな一つの例外ができていますわけござります。そういうような問題をも包含し

して、大きく弁護士制度全般について、いろいろ関連する問題を、総合的に再検討することが必要であるわけ

でございます。これにつきましては、学識経験者その他第三者の意見をも十分聞きましますと同時に、外国の立法例等をも参考にしまして、十分時間をかけて慎重に検討すべき問題であると判断

いたしておるわけでありまして、しかしながら、他方におきまして、今日の特許制度あるいは弁護士制度の運用の実際から申しまして、緊急に改正を要する問題があるわけござりますので、今回の法律案は、当面さしあ

たって改正を必要とする緊急な問題について改正をここに提案した次第でござります。これと並行いたしまし

て、別途に弁護士制度の根本的改正につ

きましては、十分慎重な研究を要するものと考えております。

○板川委員 慎重に一つ改正案を練るというのですが、大体のめどなり、改正する構想、いつごろまでに根本的な改正をしようとするか、その点をお伺

いたします。

○井上政府委員 改正審議の方法としましては、私個人の考えでござります

が、審議会制度のごときものを設けた方がよいのではないかと存じております。審議会の審議に要します時間

等、この際あらかじめ限定することは適當でないかと存じます。なるべくすみやかに結論に到達することを、われわれとしては希望するわけござ

ります。

○板川委員 弁護士との関係等あるいは試験制度等、いろいろ問題もあるう

務の促進のための経費に充当し、出来得れば補正予算で措置すること。」「こ

ういふ第一項目の要望がござります。もちろん、補正予算でなげやらかったかということは、これは答弁を要しませんが、今般昨年からの登録料、手数料を値上げして、その増収分を、この要望通り本年度はおやりになっておるかどうか、その辺の事情を御説明願いたいと思ひます。

○井上政府委員 附帯決議の趣旨の実現につきましては、われわれ通産当局、特に大臣にも十分御考慮願ったわけでありまして、その結果といたしまして、前年度に對しまして、歳出予算は約一億五千万円、三割三分程度の増加を見ることができた次第でござります。なお、人員につきましても、九十名の増加をここに見たわけござります。こういふふうに、本年度は特許行政上、人的、物的両面から相当な改善が可能であると考えておるわけであり

○板川委員 人員を若干ふやして相当の改善をした、こういふのであります。この資料によると、昨年値上げをした分、昨年は特許庁の方が発明家より四億八千万円ほどもうけております。今年度の見込み、推定ですが、やはり四億九千万円ほど黒字を出して

おる。そうしますと、これは年々五億円ほど、ロッキード一台分くらゐの特許料で出さなくちゃならぬという計算になります。そういうことを念頭に置いていつも黒字を出しておるのです。それとももうちょっと費用をかけて、根本的な附帯決議の第一項を真剣に行なう気持はないでしょうか。この出願及び審査未処理件数状況を見まし

ても、三十四年度末にはまだ二十三万近い未処理件数がある。これは前年度と大差がない。前年度、三十三年度は二十万五千ですから、一割方ふえているのです。この分をいくと、まだ二年半くらい——申請をして審判をもらいうまでには、平均して二年半もかかる、こういうことになるわけですが、これはこの要望、附帯決議の第一に反している、こう私は思うのですが、これについていかようにお考えですか。

○井上政府委員 特許庁の歳入が歳出より相当多いということは、御指摘の通りでございます。その点にもかんがみまして、われわれとしましては、相当大幅な歳出予算の増加を要望しておいたわけですが、多少人員の増加、と申しまして、教多の者を一挙に採用するということも、実際上なかなか困難でございますので、現実には充足可能なめどというものはある程度でございます。こういった実際の採用可能ということも考慮に入れまして、今回は一応九十名の増員ということになった次第でございますが、今回だけで増員が済んだわけではもちろんなく、今後相当期間特許庁としまして、必要な人員は増加を続けて参ることを、われわれとしては考えておる次第でございます。資料、設備等の予算につきましても同様でございます。

○坂川委員 大臣にお伺いしますが、発明家の要望は、特許なり実用新案なり提出したら、なるべく早い機会に、それが許可するものやら却下するものやら、結論を出してもらいたいというの、私は日本のこういう発明家といわれる篤志家の一番の要望であると思

前回のこの商工委員会で特に特許関係の立法を審議したときには、この未処理件数を徹底的に促進する。審査、審判の事務を促進して、未処理件数をできるだけアメリカや西ドイツ、あるいはイギリス等のごとく六カ月ないし一年以内で結論を出すような体制にしたい。

それから特許料で国がもうけるというの、はみみちい話です。特許料を値上げするからには、値上げの部分を一つ発明家に返してもらって、ということとは、審査、審判の事務等を充実してその事務の促進をはかれ、こういうことを強く要望しておいたのですが、どうもこの資料によりまして、昨年五億円近くの特許料でもうけ、ことしも五億円近くもうかった。どうもわれわれの要望に沿ってないように思う。特にこの点は予算関係に関連しますので、大臣から一つ御答弁願いたいと思

○池田国務大臣 特許発明が産業の根本であることは、私は十分承知いたしております。従いまして、通産大臣に就任いたしましたから、特許庁をつぶさに視察いたしました。実情を見て通産関係予算のうちでは、これに最も力を入れておったのでございます。長官から話しましたごとく、この技術者の採用はそう一度にいくものではないと

ません。従いまして、両院の決議を尊重いたしまして、逐年これを増加して、今外国の事情から比へまして、非常に停滞しております。しかもこれが発明家に対して、非常に意気消喪させておる状況でありますので、今後十分御決議に沿うようにやっていきたいと考えております。

○坂川委員 いろいろ言いわけもありますが、しかし実際的に今後さらに審査、審判の事務の促進方について誠意を持った対策を要望したいと思う。

次に第三に要望されておる「審査官、審判官については、その職務の特殊性並びに有能人材確保の困難性に鑑み、妥当な特別給与制度を考慮すること」という附帯決議が出ておりますが、これに対してどうし、どういう処置をされましたか。

○井上政府委員 審査官、審判官の待遇改善の問題につきましては、この決議の以後、われわれとしましては、人事院、大蔵当局と相当折衝を続けた次第でございます。結局その結果としまして、本年度審査官、審判官につきましてはいわゆる調整額としまして、本俸以外に八割の調整額を認めるということになったわけでございます。われわれとしましては八割で必ずしも十分ではないと存じていますが、まずこれを第一歩としまして、今後一その改善を考へて参りたいと思っております。

○坂川委員 附帯決議の第五項で「特許発明の企業化促進のため、一般に對する発明内容の周知に努めるとともに、補助金制度等を拡充強化すること」という附帯決議がされておりますが、これを具体的にどういうふう

に実現されておりますか、あるいはこれについてあるのありますか、これについてお伺いします。

○井上政府委員 発明奨励関係の補助金の行政は、ただいま科学技術庁の所管ということに建前上なっておりますわけでありますが、と同時に特許庁としましては、たとえば外国出願に對する補

助金でありますとか、あるいは発明協会に對する補助金でありますとか、特許庁としても関係しております部分ももちろんでございます。特許庁と科学技術庁と両方通じまして、前年度に比して、この金額は相当増加を見た次第でございます。

○坂川委員 それから一般的なことでありますが、昨年特許料、手数料の値上げをいたしました。特許料、手数料値上げ以後における特許の出願件数、そういう状況等について、特に変わった変化があるかどうか、その点をちょっと参考にお伺い願います。

○井上政府委員 出願手数料等の値上げの結果、これが特許、実用新案、意匠商標にどう響いているのかというの、御質問の点でございますが、昨年の料金改定後も、特許の増加は依然として続いております。これは横ばい、が、実用新案につきましては横ばい、ないしは減少の傾向にございます。意匠商標につきましては大体横ばいでございます。特許と実用新案につきましては、大ざっぱに申しますれば、特許は大発明、実用新案は小発明ということとでございますので、程度の低い発明の出願が減少して、程度の高い特許の出願がずっと増加を続けておるといことは、全体としてはきわめて望ましい現象である、かように考えておる次第でございます。

○坂川委員 今度の法律改正の第一点であります。弁理士の資格の特例について、これを「七年以上審判官又ハ審査官トシテ審判又ハ審査ノ事務ニ従事シタル者」、こういうふうに変更される。七年以上という線がどういう形

から出されたか、考え方を聞きした

○井上政府委員 この問題につきましては、昨日もこの委員会で御質問がございまして、お答えしたわけでございますが、従来高等官として二年ということに相なっておりますのでござい

ますが、高等官制度が廃止になりまして、約十年間これが空文化していたわけでございます。今般資格の特例を復活することにつきましては、何年が適当であるかということはいくつか考えたわけ

でございますが、従来のいきさつを率直に申しますれば、特許庁としましては、当初審査官、審判官として五年ということを考えたのでございます。他方弁理士会方面の空気としましては、今日の情勢から考えまして、国家試験として弁理士試験がある、その弁理士試験を要せずして当然弁理士になれるというふうな資格の特例は、むしろ設

けるべきではないという空気が弁理士会にはございまして、いろいろわれわれの方と協議、折衝を続けた結果、結局弁理士会としては十年という線を出したわけでございます。しばらく特許庁の五年と弁理士会の十年ということで対立状態が続いたのでござい

ますが、われわれとしましては、国会に法案提出の時期の関係もあり、いろいろ協議の結果、弁理士会の幹部とも話し合ひまして、七年という妥協の案をここに立案したような次第でございます。

○坂川委員 既得の権利を持っている弁理士会が開口を狭くしようという気持はわかります。十年よりさらに十五年なら、なおけつこうなんです。ただそういう意見を聞くばかりじゃなく

て、法律の建前からいって、あるいは従来の資格からいって、どういふところに線を引くのが妥当かというふうな考え方でなく、むしろなじめないかと思ふのですが、旧法によると、大学を出て二、三年で高等官になる。高等官になって二年ですから、大体五年くらいでこの資格をとれるようになっておつたと思ふます。今度は大学を出て審判、審査をやるまでに五年くらいかかるのであります。それから七年といふと十二年、二倍半に近いものになるのですが、この辺は、こういう資格が戦後非常にきびしくなりましたから、同じ五年というわけにいきません。倍の十年といふと、ちょうど審判、審査をやつてから五年といふことになるのですが、五年といふようなことは考えられなかつたのです。

○井上政府委員 従来の制度が五年ないし六年、七年という期間でございまして、今度は十一年ないし十二年になるという事は、ただいま御指摘の通りであります。しかしながら、大体今日の情勢としましては、こういう資格の特例というものは、できるだけ廃止しないしは圧縮していこうというところが、一般の傾向であるわけでございまして、また他方におきまして、技術の高度化、複雑化の結果といたしまして、審査業務の内容も非常にむずかしくなつて参つたわけでございまして、従つて、りっぱな弁理士に当然なり得るにつぎましては、その習得の期間、経験の期間というものは、やはりある程度これを長くすることが適當であろうと存じております。そういうようなことをいろいろ勘案しました結果、七年ということであれば、審査官、審

判官としましての七年という経験は、これは無試験で、当然に十分りっぱな実力を持った弁理士としてのちょうど都合のよい習練の期間である、かように考へておるわけでございまして。

○板川委員 それでは次にもう一つ、改正の第二点ですが、弁理士の登録についての点に關係してお伺いしたいと思ふます。弁理士法十三条によると、「弁理士会へ通商産業大臣の監督」といふふうになっております。弁理士の登録を弁理士会に一切まかせます。そうしてその弁理士会を通産大臣が監督をする、こういう形に今度はなろうかと思ふますが、弁理士で、弁理士業務をやつておりながら、弁理士会に登録をしてない方がございまして、

○井上政府委員 弁理士で、登録をして弁理士業務をやつておる数は五十四名くらいでございまして、これ以外に、弁理士としまして、弁理士の登録がなくして弁理士業務をやつておるといふ場合も、相当数あるかと存じます。

○板川委員 そうしますと、通産大臣にお伺いしたいのですが、弁理士で弁理士業務をやつており、しかしながら弁理士会に登録をしてない者が相当おるといふのですが、こういう弁理士の弁理士業務に携わる点における通産大臣の監督というものは、どういふことになりまして、何によつてそれを監督するということになりますか。

○池田国務大臣 弁理士で、登録をせずに弁理士の仕事をやつておる方に対して、今の法制では通産大臣の監督権はございせん。従いまして、先ほどお話がございましたごとく、弁理士制度の根本的改正のときの一つの問

題として考へなければならぬと思ふます。

○板川委員 その点は、本来ならば今出すべきであつたかと思ふのですが、早急に根本的な改正を出すようでありまして、その際にまた私論議士の問題については、前の質問者が何回か言われておりますが、これは弁理士の立場から言ふのと弁理士の立場から言ふのと、私は利害相反しておると思ふます。そこで根本的な改正をはかるときには、一つすっきりした形で、新しい科学の時代に即応した——法律關係は弁理士。しかし、弁理士で工業技術に知識のない人に、当然に弁理士業務をさせるということについては、技術が発達し複雑になってくるだけに、疑問の点があると思つておるのですが、この点は別に答弁を求めませんが、次の改正の機会に十分慎重な考慮をされて、すっきりした形の弁理士法を提案していただきたいといふことを要望して、私の質問を終わります。

○中村委員長 次に、内閣提出の商工法の組織等に関する法律案、小林正美君外十名提出の商工会法案の二案を一括して議題として、審査を進めます。小林正美君外十名提出の商工会法案につきましても、他に質疑の通告がありましても、質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、本案は予算を伴う法律案でありますので、国会法第五十七條の三の規定に基づき、この際内閣の意見があれば、

御発言願ひたいと思ふます。

○池田国務大臣 ただいま問題になつております社会党提出の商工会法案につきましては、都市においてはすでに商工會議所の設立がございまして、また予算措置の状況等から考えまして、政府といたしましてはこれに賛成いたしたものであります。

○中村委員長 引き続き本案について討論に入るわけでありますが、別に討論もないようでありますので、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、小林正美君外十名提出の商工会法案を採決いたします。

○中村委員長 起立少数。よつて、本案は賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立少数。よつて、本案は否決いたしました。

○中村委員長 次に、商工法の組織等に関する法律案につきまして、質疑の通告がありますので、これを許します。勝澤芳雄君。

○勝澤委員 ただいまわが党から提案をいたしました、真に小規模事業者のためになる商工会法案につきまして、多数によつて否決されましたことは、大へん遺憾にたえません。商工法の真のねらいというものは、小規模事業者の対策でありまして、これはまたにいわれておるやうに、政府、自民党の選挙対策であつてはならないと私は思ふ。大は独占から小は一文あきないの零細企業の対策を、一本にまとめてどう解決されるかという点は、大へんむ

ずかしい問題でありまして、特に小規模事業者対策というものは、経済政策の立場からよりも、むしろ社会政策的な面から、これの対策を立てることが必要だと思ふます。特にこの商工会は単なる小規模事業者の苦情相談所、苦情を受け付けるところでなくして、具体的な問題を解決する場所であればならないと思ふます。従つてこれについては具体的な裏づけが私は必要だと思ふのですが、金融あるいは税制あるいは百貨店、スーパー・マーケットあるいは産業分野の問題、これらについてどう考へておられるか、一つ対策を御説明願ひたいと思ふます。

○池田国務大臣 お話のごとく、零細企業者に対しては金融、税制あるいは百貨店等の対策等につきまして、従来いろいろ手を尽くしておるのであります。しかしまだ十分ではございません。われわれといたしましてはあの手この手、各方面から一つ中小企業、零細企業の育成策を講じたい、こういう念願から今回の商工会法案を提案いたしましたのでございまして。私はこれによりまして今までの届かなかつたところ、に、相当手が届くようになることを期待いたしまして、そういう方向に向かつて努力をしていこうと考へております。

○勝澤委員 特に今大臣の言われたやうに、今商工会法が生まれてきたわけでありまして、そういう中에서도緻密な対策を、具体的に一つ実行をしていただきたいと存じます。特に、商工会法の中で問題になりました商工會議所の問題でありますけれども、かつて商工會議所は特権階級の集団として今まで運用されてきました。零細企

業のものではないのだ、だから当然小規模事業対策というものは、別のものにやらせるべきだという意見が強く出てきたことも御承知の通りであります。従いまして、従来独占資本の出先的な役割をしておったこの商工会議所というものを、真に小規模事業者におさおしものに体質の改造をしなければならぬ、こう思うのですが、それらについての具体的な考えをお知らせ願いたいと思います。

○池田国務大臣 その点は、私が最も関心を持っておる点でございます。大都市におきます従来の商工会議所がもつと末端に至るまで手を届かさないければ零細企業、中小企業は浮かばれないと思います。従いまして御質疑に對しましてお答え申し上げます。とく、商工会議所の支所を増設する、あるいは相談所をできるだけたくさん設けて、そして都市における中小企業、零細企業にも、私は地方と同じような程度にまでいくよう努力したいと考えております。

○勝澤委員 今大臣も言われましたように、何にいたしましても都市におけるところの従来の商工業者と、あるいは地域団体との相互提携というものが大へん重要な問題だと思ひます。これらにつきましてもぜひ努力をお願いいたします。

次に商工会の名称の使用制限の問題でありますけれども、これはやはり従来商工会という名前を使って運営されてきた。しかしこの法律ができることによって、この名前が使えなくなるといふことは明らかに権利の乱用であつて、官僚独善政治の現われだと私は思ふのです。これらの商工会の人たちは

看板も塗りかえなければならぬし、帳簿の整理もしなければならぬ。当然これらについては政府は名称を独占するために、今まで使ってきた人たちに對しての補償というものを考へておられると思いますが、どうお考えになつておられますか。

○小山(雄)政府委員 名称制限の規定につきましては、新たに法律に基づきます公益的目的を持った商工会制度を作ることになったわけでありまして、一般大衆が誤認を起さないうやうに、その公益的団体における名称を保護しようということでありまして、こ

ういう種類の法律にはみなございまして、また今回そういう商工会になる団体というものは非常に数がたくさんあります。従来商工会という名前を使つた団体がありまして、これは一般的に数も非常に少のうございまして、目的も違つた目的の団体が多少ございまして、そういう人に対して今回の制度のために多少迷惑をかけるということはあるわけでありまして、その名称が保護すべき財産権に値するかどうかという点につきましては、法律

的専門家等の意見を聞きましても、多少の迷惑はかけるけれども補償に値する財産権とは認められないというところでありまして、多少振りかえの名称変更等の措置に期間等のゆとりを持たせれば、その迷惑をかけることはないのではないか。また補償に値するような財産権ではないということになつております。

○勝澤委員 名称の問題につきましても、小委員会でもいろいろと審議をされたように聞いております。しかし何と

言ひましても十何年間使ひなれた名前を変えていくということでありまして、これに對する政府の取り扱いというものは相當慎重に、そして従来の慣行を配慮しながら指導よろしきを得なければならぬ、こう思ひますのでその点を一十分お考えを賜りたいと存じます。

次に事業の範囲の問題でありますけれども、社会保険とかあるのは中小企業退職共済金、共済事務の代行、こ

ういふことも当然この商工会の中で行なわせるべきであると思ふのですが、この点いかがでしょう。

○小山(雄)政府委員 法律の事業の書き方は非常に大まかな總括的な書き方をいたしておりますが、現在任意団体としてあります商工会等の実績を見ましても、今おっしゃいました金融のあつせんとか、それから社会保険等につきましても、本来事業者がやるべき仕事を、小規模事業者がなかなか手が回らない、あるいはその手続、方法がよくわからないというようなことで、その人たちのかわりになつて、いろいろ手伝つてやるというような仕事に相当部分占めております。今回の法制化され

ました商工会におきましても、主要な事業として、そういう事業に主力を置いてやつて参りたいと思ひております。

○勝澤委員 商工会法ができて、その予算的裏づけを見てみますと、まことに粗末なものであります。ロッキード戦闘機一機にも足りない。それで三百万の小規模事業者の対策、こ

う言われておるわけでありまして、はなはだ残念でなりません。従つてこれはある時期が来たら、やはり予算の増額という点については考えなければなら

ないと存じますが、これについてどう考えられておりますか。それと同時に経営改良普及員の身分が不明確でありますので、これらを安定した給与と身分保障というものを十分考へて、よりいい普及員というものを求めるべきだと考えますが、この点どうでしょう。

○池田国務大臣 今回は当初でございまして、十分な予算でないことは私も承知いたしております。今後この法律の施行にあたりまして実績を見て、今後の予算措置を考えたいと思ひます。

従いまして指導員の業務並びに身分につきましても、今後検討を加えていきたいと思ひております。

○勝澤委員 それから特に現在の府県の連合会の中で事務局長という制度がありまして、その中で商工会運営指導員も暫定的に、その人たちがやはり兼任できるようにお考えをお願いしたい。もう一つの問題は、この経営改良普及員ですが、これは一県当たり一律四名の配置が、予算的には考へられておるようでありまして、県の規模の大小とかその他実情によつて弾力を持たせる操作を行なつていただきたいと思ひますが、その点いかがですか。

○小山(雄)政府委員 運営指導員を予算的には一県当たり四名、二名は県の方に置きまして、二名は連合会の方に置くということにいたしております。

今御説のように既存の連合会に事務局長という方がおられます場合には、その人が、運営指導員として適当だといふ資格、これはまああつたが、専門的にそういう仕事に当たり得る立場にあるような人でありますれば、その

人を運営指導員にしてつこうだと思ひます。兼務ということになりましようか、その補助の対象の運営指導員として考へてつこうだと思ひます。

それから、この一律四名を県の大小その他によつて差をつけるかどうかという問題につきましても、ただいまのところ四名というのは最低限度の数でありますので、一応私どもとしては、来

ますが、ここ三、四年そういう例が
かつてないわけでありました。税制一般
の問題としていろいろ論議されている
状況のわけでありました。従って事務的
には、心ならずも一般的な免税はない
という規定になっております。ただ地
方税法に地方公共団体、これは市町村
税でございますが、その市町村がこう
いう性質のものについては免税し得る
という規定がありますので、それによ
って免税措置が、市町村とその市町
村における商工会の関係でありますと
か、そう大した税額のものじゃないと
思いますので、この規定を一般的に活
用して免税が行なわれるようにという
行政指導といえますか、そういう運用
について十分に配慮していきたいと考
えております。

○勝澤委員 商工会連合会の法制化の
問題でありますけれども、これらの問
題につきましては参考人等から強い要
望があったわけでありまして、もし今
回この法律の中で法制化が困難とする
ならば、すみやかな時期に、できるな
らば明年度くらいに法制化すべきであ
ると思えますが、その点いかがです
か。

○池田国務大臣 府県の連合会は、私
は当然発生するものと考えておりま
す。しかし何分にも、下部の商工会の
設立状況等を見まして、できるだけ早
い機会に連合会ができることを期待し
ながら、そういうつもりで商工会の設
立に努力したいと思えます。いつやっ
た方がいいかということ、各府県の状
況によって違いがあると思えます。で
きるだけ早い機会に実現を見たいと考
えております。

大臣もすみやかにやりたい、私の質問
のように明年度くらいにはというよう
なお考えをされておられるようでありま
すので、了解いたします。
なお本問題につきましては、まだた
くさん質問をしたいわけでありまして小
委員会でもまわっているようでありま
すので、私は以上で総括質問を終わら
す。
○中村委員長 他に御質疑はございま
せんか。——ほかに御質疑はないよう
でありますので、本案に対する質疑を
終局するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中村委員長 御異議なしと認め、本
案に対する質疑は終局いたしました。

○中村委員長 次に、本案に対しまし
ては自由民主党、日本社会党及び民主
社会党三派共同提案の修正案が提出さ
れておりますので、この際その趣旨の
説明を聴取することにいたします。小
川平二君。

商工会の組織等に関する法律案
に対する修正案
商工会の組織等に関する法律案の一
部を次のように修正する。
第十一条第五号を次のように改め
る。

五 商工会としての意見を公表
し、これを国会、行政庁等に具
申し、又は建議すること。
六 行政庁等の諮問に応じて、答
申すること。
七 前各号に掲げるもののほか、
商工業者の委託を受けて当該商
工業者が行なうべき事務（その

従業員のための事務を含む。）を
処理し、その他商工会の目的を
達成するために必要な事業を行
なうこと。

第二十三条第一項中「役員の氏名
その他」を削る。

第三十条第二項中「理事十人以内」
を「理事二十人以内」に改め、同条
第二項を次のように改める。

2 役員は、会員（法人にあつて
は、その役員）でなければなら
ない。ただし、理事は、商工会の
運営上特に必要がある場合には、
その定数の十分の一以内に限り、
会員（法人にあつては、その役員）
であることを要しない。

3 設立当時の役員は、会員になろ
うとする商工業者（法人にあつて
は、その役員）でなければなら
ない。ただし、理事は、商工会の
運営上特に必要がある場合には、
その定数の十分の一以内に限り、
会員（法人にあつては、その役員）
であることを要しない。

第四十八条第一項中「百人」を「二
百人」に改める。
附則第二条第一項中「一年」を「三
年」に改める。

○小川（平二）委員 商工会の組織等
に関する法律案等審査小委員会にお
ける審査の経過並びに結果についま
して御報告申し上げます。

当小委員会は、去る三月十八日に設
置され、以来六回にわたり会議を開
き、政府提案の商工会の組織等に関
する法律案、日本社会党提案の商工
会法及び民主社会党の政府案に対
する修正案及び民主社会党の政府案
に対する修正案

正意見につきまして、協議、懇談ある
いは政府に対する質疑により熱心な検
討を行なうに参りましたところ、よう
やく小委員各位の御賛同のもとに、政
府案に若干の修正を加えるべき旨の意
見がまとまり、ここに御報告申し上げ
る運びとなりましたのであります。

修正を行なうべき点の具体的内容に
つきましては、引き続き提案いたしま
す修正案の趣旨説明の際に、詳細に御
説明申し上げます。

次に、自由民主党、日本社会党及び
民主社会党共同提案による商工会の組
織等に関する法律案に対する修正案の
趣旨につきまして御説明を申し上げます。

この修正案は小委員会においてま
りました修正意見に基づくものであ
りました。その要綱はお手元に配付
いたしました通りでございますが、内容
について申し上げますと、第一点は事
業の範囲についてでありまして、原案
の商工業に関する相談、指導等のほ
か、商工会としての意見の公表及び国
会、行政庁等に対する具申または建議
及び行政庁等に対する具申または建議
を加えるとともに、商工業者の委託を
受けて当該商工業者が行なうべき事務
（その従業員のための事務を含む。）を
処理すること、その他の事業に例示
的に明記したこととあります。

第二点は、設立認可の手続について
でありまして、原案では、認可申請書
に定款、事業計画及び収支予算並びに
役員等の氏名その他通商産業省令で定
められた事項を記載した書面を添付する
こととなっておりますが、役員等の氏名等
添付書面の記載事項は、すべての省令

に委任することとしたし、法律案から
は役員等の氏名の例示を削除すること
としたのであります。

第三点は、役員についてでありまし
て、その一は、原案では商工会の理事
は十人以上となっておりまして、二十
人以上以内に増ワクしたところ、その二
は、原案では定数の三分の一以内の員
外役員を認めることとしたしてありま
すのを、役員は原則として会員に限る
こととし、例外として、商工会の運営
上特に必要がある場合には、理事の定
数の十分の一以内に限り、会員外の理
事を認めることとした点であります。

第四点は、総代会についてでありま
して、原案では、会員総数が百人をこ
える商工会に、総代会の設置を認める
こととなっておりまして、これを二百
人をこえる商工会に限るよう改めたこ
とであります。

第五点は、名称使用制限についてで
あります。原案の附則の経過規定に
おいて、法律施行の際に商工会という
名称を用いていない者は、施行後一年以
内にその名称を変更しなければならな
いこととなっておりますが、現存する
商工会の実情等を考慮いたしまして、
一年以内を三年以内に延長いたしました
こととあります。

以上、修正案の趣旨を御説明いたし
ましたが、何とぞ全会一致をもって、
本修正案を御可決あらんことをお願い
申し上げます。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終
わりました。

○中村委員長 本修正案については質
疑のお申し出もありませんので、次に
本案並びに本案に対する修正案を一括

して討論に付するのでありますが、本案につきましては討論のお申し出もありませんので、これを行なわず、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、さように決します。

採決いたします。まず自由民主党、日本社会党、民主社会党三派共同提案にかかる修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって本修正案は可決いたしました。

○中村委員長 次にただいまの修正部分を除く原案を採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって修正部分を除く原案は可決され、本案は三派共同提案の動議の通り、修正議決すべきものと決しました。

○中村委員長 この際、自由民主党、日本社会党、民主社会党三派共同提案の、商工会の組織等に関する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。勝澤芳雄君より趣旨の説明を聴取することにいたします。

○勝澤委員 私はただいま可決をされました商工会の組織等に関する法律案に對しまして、提案者を代表いたしますとして附帯決議案を提案いたしますと同時に、その趣旨を簡単に御説明申し上げます。

まず附帯決議の案文を朗読いたします。

商工会の組織等に関する法律案に對する附帯決議(案)

一、政府は、商工会議所については、次の如き指導を充分行なうこと。

(イ) 商工会議所は、本法制定の趣旨にかんがみ、小規模事業者に対する事業の有効適切な実施については、必要な規程を整備する等万全の措置を講ずること。

(ロ) 大都市の商工会議所は、支部又は支所の設置等小規模事業者のための事業を実施するに際しては、地区内の既存の商工業者の地域団体等と相互に密接に連携して中小企業者の要望、意見等を充分に反映させるよう努力すること。これがため実情に即して、経営改善普及員を両者協議の上既存団体に配置する等の措置を講ずることにより、既存団体の組織、施設を活用して実効の挙がるよう配慮する。

二、政府は、小規模事業者のために商工会又は商工会議所が行なう事業については、小規模事業者の実態にかんがみ、技術及び経営の方法に関する相談指導は勿論、金融のあつせん、社会保険及び納税の事務代行等の小規模事業者及びその従業員の向上に資する事業は広くかつ積極的に行なうこと。三、政府は、小規模事業者に対する事業の円滑なる実施を図るため、補助金の交付等にあたつては、経営改善普及員の身分保障について充分考慮し、普及員が安んじてその業務に専念しうよう充分な配慮を払うこと。

四、政府は、商工会に対する固定資産税については必要に応じ、地方公共団体と密接な連絡の上、地方税法第六条の免税規定の活用が行なわれるよう充分配慮すること。

五、政府は、商工会の連合会組織の法制化を速やかに実現するよう努力すること。

以上でございます。

附帯決議案のまず第一は、商工会議所に対して、今回特に小規模事業者に対する事業を行なわせることになったわけでありまして、これらについて、従来の組織を十分生かしながら有機的な連携をもつて行なうようにしたのであります。

第二番目は、特に小規模事業者のために、その事業の実情から考えて、十分小規模事業者の実情に合ったいろいろの問題についての指導を、特に積極的に進めたいことをきめたわけでございます。

三番目は、特に経営改善普及員の身分保障について、十分な身分保障を考へるとともに、普及員が業務に専念できるようなことを要望いたす次第であります。

四番目は、先ほど長官からも話がありましたように、特に固定資産税について、地方公共団体と密接な連絡の上で、これが商工会議所と同じような取り扱いが受けられるよう考慮を希望したわけでありまして、

五番目は、大臣からも先ほど答弁がありました、商工会連合会の組織の法制化につきまして、すみやかな時期

にこれが実現化されるよう要望した次第であります。

以上で、本決議案の提案並びに趣旨の説明を終わりたいと存じます。

何とぞ本案につきまして、本委員会満場一致議決されんことを要望すると同時に、通産当局におきましてこの趣旨を忠実に御履行下さいますようお願いいたします。私の説明を終わります。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議については発言の通告がありますので、これを許します。武藤武雄君。

○武藤委員 私は、自由民主党、社会党、民主社会党を代表いたします。本附帯決議案に對して賛成の意見を申し述べ次第であります。

ただいま附帯決議の提案者の説明がありました通りでありますけれども、商工会を設置するという点については、特に大都市の中小零細業者の人たちに對しては、従来の商工会議所の指導方針なり、あるいは機構等をもつては、めんどろを見ることは困難である。従つて、こういう大都市等については、特に商工会の設置を並行して認めてもらいたいという主張が強かったわけでありまして、これらの主張を十分考慮されまして、今後商工会議所は、これら小規模事業者に対するところの有効適切な事業の指導に対する規定を、直ちに商工会議所法の規定の中で整備するようにしてもらいたいと要望するものであります。

次は、特に私も、この商工会または商工会議所が行なう事業の中で、小規模事業者の実態にかんがみまし

て、技術あるいは経営の方法等に対する相談指導はもちろんでありますけれども、特に本委員会ではいろいろ要望のありました金融あつせんとか、社会保険とか、そういったいろいろな事務が実際に進められるように、事業の面で一つ積極的に行なう指導を行なうように、この際特に政府においても行政指導をやってもらいたい、こう思うのであります。

普及員の身分保障や税法の問題については、これは全くその通りでございます。説明の必要はないと思ひます。

最後の連合会の組織の問題でありますけれども、これは私は商工会議所の実態から考えましても、当然今度の商工会法と同時に提案するべき筋だと思ふのであります。政府の方は、下部から盛り上げる——民主的というところであつて、これを逃げて、これを逃げたわけでありまして、ただいま通産産業大臣の御答弁でも、すみやかに下の実態に合わせて法制化について考慮したいということでありまして、私どももそれを信用いたしまして、今度の法制化の中には、直ちに触れることをあきらめたわけでありまして、けれども、どうか一つこの連合会の組織については、特に修正案の中で、これら商工会の事業として、政府に対する建議やあるいは諮問を受ける等、いろいろの政治的な、そういった問題についても活動ができるように修正をしたわけでありまして、どうか一つ政府は、そういった全国的な中小零細企業者の意見がいろいろな面で、政治的にも反映されるように、連合会の組織については特に意を用ひまして、これ

が促進のために努力すると同時に、すみやかに法制化について努力をされるように要望いたしまして、賛成の意見といたします。

○中村委員長 他に御発言はございませんか。——他に御発言はないようでありますから、本動議を採決いたします。動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって、本動議は可決され、本動議の通り附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許します。通商産業大臣池田勇人君。

○池田国務大臣 ただいまの附帯決議、まことにごもっともで、私の考えておるところと同様でございます。私は附帯決議を尊重いたしましたので、十分これが実現に努力いたしたいと考えております。

○中村委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました阿案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

出、衆法第二〇号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

〔参照〕

商工会の組織等に関する法律案（内閣提出第七六号）に関する報告書
商工会法案（小林正美君外十名提